

見守り・声掛け・助け合い・身近な相談・集い語らいを地域づくりの基本として、子どもや高齢者・障がい者・傷病者など抜け漏れのない福祉ニーズの早期発見と早期対応に繋がります。

また、福祉人材バンク事業のほか、心配ごと相談や無料法律相談を実施し、幅広い福祉ニーズに対応します。

【社会福祉協議会】

福祉相談員を窓口に着駐させ、支援の必要な相談者に対して市の福祉施策の案内や市以外の福祉関連情報の提供を行うことで確実な支援につなげる体制を構築します。

また、一人暮らし等で日常の安否が気遣われる方に専門の相談員が定期的に電話をかけて安否の確認や声かけを行います。

【総合福祉課】

障がい者の多様なニーズに対応出来るよう本庁舎内に専任の手話通訳員を配置するなど、窓口の整備・充実を図るとともに、地域自立支援協議会において、適切な相談支援や関係機関との連携体制の充実について検討をします。

【障がい福祉課】

子育て家庭の多様なニーズに合わせて保育所等の施設や子育て支援事業などから必要な支援を選択できるよう専任職員が情報提供や相談・援助を行います。

また、とまこまい子育て支援センター、保育園子育てルーム及び保育園等において、子育てに関する相談や援助を引き続き実施します。

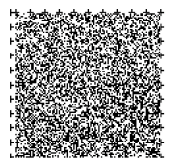
子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に対し、保健師・発達相談員が適切な助言や指導などのサポートを行っています。

【こども育成課・健康支援課】

就学前児童の障がいや発達・発達についての相談を受け、指導・助言を行うほか、必要に応じて療育等に結びつけます。

また、相談支援専門員が障がい児通所支援利用のための、支援計画を作成しています。

【心身障害者福祉センター】



施策の方向 （３）サービスを必要としている者の支援

⑩ 多様性を持った要援護者の支援

経済的問題のほか社会的孤立や医療問題など多様で複合的な問題があり、現行の制度のみでは支援することが困難な人に対しても、既存の個別的なニーズに対応する制度・福祉サービスを活用しつつ、生活全般に渡り包括的な支援を提供する仕組みづくりを構築します。

実施事業の内容と主な取組

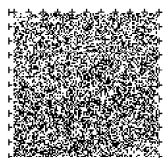
事業内容
働きたくても働けない、住む所がない等、生活保護に至る前の生活困窮者への自立支援及び福祉支援を必要としている方への支援を行います。 【総合福祉課】
生活物資等に困窮し、健康若しくは生命の危険が生ずる可能性があり、緊急かつ一時的な対応が必要とする方に対して支援を行います。 【社会福祉協議会】

⑪ サービス利用者の支援

サービスが必要な利用者が適切なサービスをスムーズに受けられるよう支援するとともに、的確な対応ができる体制の充実を図ります。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
障がい者や認知症高齢者の生活、権利、財産を守り、地域で安心して日常生活を送るため支援体制の充実を図ります。 【介護福祉課・障がい福祉課・総合福祉課】
福祉サービスに関する不満や苦情に対し、利用者の立場や特性に配慮した迅速な原因の究明や再発防止に努めるとともに、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用に向けた支援など関係機関との連携を強化して適切に対応できるよう努めます。 【社会福祉協議会】



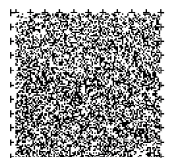
施策の方向 （４）福祉サービスの質の向上

⑫ サービス提供の質の向上

利用者に適正なサービスを提供するため、また、利用者が適切にサービスを選択できるように、職員の資質向上に努め、事業者のサービスの質の向上を図ります。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
地域のケアマネージャーに対し個別の相談窓口を設置し、支援困難事例などに対する指導助言や相談対応を行うほか、学習会を開催し、事例検討会や研修などを行い、包括的・継続的マネジメントの支援をします。 【介護福祉課】
障がい者の相談支援事業所が利用者の視点に立って適正な事業運営がされているか、地域自立支援協議会による専門的かつ客観的な立場からの評価を実施します。 【障がい福祉課】
サービス事業従事者の資質向上に向けて、定期的に自己評価を行うとともに、研修などの機会の確保に努めます。 また、サービスの質の向上に努め、地域包括支援センターなどとの連携を強化していきます。 【社会福祉協議会】



Ⅳ 基本目標4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

地域で暮らす誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設など建物の構造上の障壁、偏見などの意識上の障壁、その他日常生活又は社会生活におけるさまざまな障壁を取り除き（＝バリアフリー）、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

特に、災害時の要配慮者の支援施策については重点施策として取り組みます。

重点テーマ 「互 助」の推進

課題と対策

少子高齢化・人口減少社会という現在の社会情勢を踏まえると、市税収入の減少は避けられず、全てを市（公助）で行うには限界があります。

限られた財源で政策を行っていくことや、さらには希薄化している地域のつながりを強化していくために、地域で支えあう「互助」の取組を広めていく必要があります。

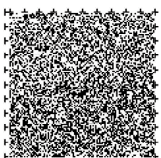
～地域懇談会でのグループワークから～

自助の具体例 ＝自分自身でできること＝

- ・ 町内会など地域活動への参加
- ・ 災害時の支えあい
- ・ 日常から近所の方との交流

互助の具体例 ＝地域でできること＝

- ・ 振り込め詐欺ゼロへの取組
- ・ 災害時の要配慮者の把握、共助
- ・ 買い物難民への支援
- ・ 障がい者の自立支援
- ・ 地域の交流の場の提供



施策の方向 (1) 安全で安心なまちづくりの推進

⑬ 地域防災力の向上

災害時に市民の安全確認や避難誘導など速やかに対応するため、自主防災組織及び町内会を通じて、地震・津波など災害発生時に的確な判断や行動ができるよう、広報紙や防災ハザードマップの配布、各種の訓練や出前講座などを通して防災知識の普及を図ります。

実施事業の内容と主な取組

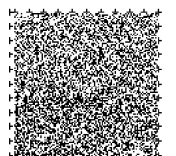
事業内容
町内会、地域の事業所の自主防災組織などを単位とする訓練を警察、消防機関などの協力のもと実施するとともに、市民が災害時に的確な判断・行動ができるよう町内会及び自主防災組織を通じ、広報紙、防災マップ、ビデオなどを利用しての啓発を実施します。 【危機管理室】
町内会や各種関係団体と、災害を想定した応急給水訓練を共に行い、事前に必要な対策や準備についての啓発に努めます。 【水道管理課】

⑭ 交通安全対策

子どもや高齢者をはじめ、すべての市民を交通事故から守るため、地域の実情に即した交通安全教育を行い、交通事故防止を推進するとともに、季節や年齢、障がいの有無を問わずに誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
地域ぐるみで参加・体験・実践型の交通安全啓発事業を実施します。また子どもの通学などでの安全を守るために、保育園・幼稚園・小学校や町内会に出向き、交通安全教室を開催するとともに、交通安全指導や市民からの要望などにより、交通安全施設の整備を行います。 【安全安心生活課】

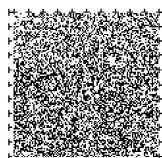


⑮ 防犯活動の促進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、関係機関・団体と連携し防犯啓発事業を推進するとともに、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
市内の犯罪発生情報をホームページに掲載するとともに、「防犯だより」を発行します。また、地域防犯巡回パトロールを実施し、出前講座を開催します。 【安全安心生活課】
不審者の出没が増加傾向にあり、子どもを犯罪などの被害から守るため、青色回転灯車両による巡回や街頭啓発活動、広報紙「少年指導センターだより」、市の公式ホームページ等による情報の提供を行います。 また、関係機関・団体等との情報交換を行い、実態の把握に努めます。 【こども支援課】
子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関と連携し、不審者等から身を守る方法や、犯罪にあわないための予防に関する知識を学ぶ防犯教室などを実施します。 【指導室】



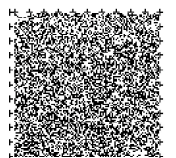
施策の方向 （２）災害時の支援

⑩ 要配慮者の災害時避難支援

災害時に、高齢者、障がい者などの要配慮者の避難支援を速やかに行うことのできる体制を構築します。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
要配慮者の状況を日常的に把握しておくため、地域住民や民生委員・児童委員などと連携して要配慮者を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の安全確保に努めます。 【危機管理室】
災害時にボランティアなどが円滑に活動できるよう、日本赤十字社北海道支部、北海道社会福祉協議会、ボランティアなどの協力のもとに支援体制の整備に努めます。 【社会福祉協議会】



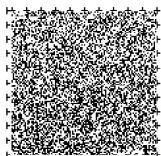
施策の方向 （３） 自立生活の支援

⑰ 生活支援

地域で自立して、安心して心地よく豊かに暮らせるよう支援する体制を整備します。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
高齢者の社会参加を促進するため、路線バス乗車のため的高齢者優待乗車証事業を継続します。 【総合福祉課】
障がい者の雇用の促進と安定を図るため、市民、事業者へのＰＲ活動を行うとともに、障がい者就労相談員により関係機関との連携や、障がい者の意向の把握に努め、雇用の橋渡しを図るなど障がい者就労の促進に努めます。 また、障害者優先調達推進法に基づく物品等調達推進方針を策定し、障がい者就労に係る紹介冊子等を通じて製品の販路拡大と障がい者就労の普及啓発を図ります。 【障がい福祉課】
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するなどの取組を進めていきます。 【契約課】
ひとり暮らしなどの高齢者世帯の安否確認を兼ねて、日曜日を除く毎日、夕食を宅配することにより、健康と福祉の増進を図ります。 経済的支援の必要な世帯への支援を目的とした生活応急資金貸付や生活福祉資金貸付制度を実施します。 【社会福祉協議会】
近所にお店がないなど日常の買い物に困難を感じる方々の買い物をサポートするため、出張サービス、宅配、移動販売を市内で行っているお店紹介などの情報提供に努めます。 【商業観光課】

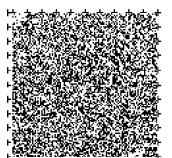


⑱ 高齢者・障がい者の安否確認

高齢者や障がい者などひとり暮らしの方の安否確認に努めることにより、安心して暮らせる生活環境を整備します。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
日頃のごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障がい者などを対象に、声かけを行いながら戸別に訪問しごみ収集を行う「ふれあい収集」の実施を継続します。 【清掃事業課】
急病や災害などの緊急時に対応が困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者などを対象に、緊急ボタンを備えた通信機器を設置し、生活の安全を確保します。 【総合福祉課】
市内の乳酸飲料販売会社の協力を得て、見守りを必要とするひとり暮らしの高齢者を対象に、乳酸飲料を配布しながら声をかける「愛の一声運動」を継続します。 【社会福祉協議会】



施策の方向 （４）バリアフリーの推進

⑬ バリアフリーの推進

高齢者や障がい者など誰もが安全・安心で快適に生活できるよう「苦小牧市福祉のまちづくり条例」に基づく推進計画により、市営住宅をはじめ公共的施設のバリアフリーの定着を目指し、推進を図ります。

また、イベントなど多くの市民が集まる機会においても安全な環境整備に努めます。

実施事業の内容と主な取組

事業内容
市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、車いす利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。 【住宅課】
幹線道路や苦小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。 【道路河川課】
乳幼児を抱えた母親が安心して外出できるよう授乳やオムツ換えを行える「赤ちゃんの駅」を開設しています。 【こども支援課】
改修予定の公園について、近隣住民などの意見を積極的に取り入れ、高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民にやさしい公園づくりを実施します。 【緑地公園課】
お祭り時に休憩テントや福祉トイレの設置、会場通路整備など、誰もが参加しやすい環境整備に努めます。 【商業観光課】

